

## 池田町花とハーブの里づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、町の美しい景観づくり、健康づくり、仲間づくり及び地域づくりの推進を図るため、自主的な花づくり活動を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、町費補助金交付規則（平成10年池田町規則第16号）（以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱によるものとする。

(対象事業)

**第2条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす花とハーブの里づくり活動とする。

- (1) 実施場所が、私有地であり視認性の高い場所、管理者が承諾した地域の公園、広場、集会施設、主要道路付近等であること。
- (2) 花の植栽面積は、プランターで10個以上、花壇では一坪（3.3㎡）以上であること。
- (3) 一年草、多年草、宿根草、球根又は花木の類が連続的又は集散的に植栽されるものであること。
- (4) 申請年度において、本補助金制度及び花づくり活動に対する他の補助制度を利用していないこと。

(補助金交付の対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができるものは、町内に居住する個人、町内に所在する企業、5世帯5名以上の町民からなる団体及び自治会で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 自主的な活動として花とハーブの里づくり活動を行うもの
- (2) 美しい景観づくりや地域づくりに意欲のあるもの
- (3) 町が指定する花とハーブの里づくりに関する事業へ参加するもの
- (4) 1年以上継続して活動するもの

(補助対象経費)

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 次に掲げるものの購入に要する経費
  - ア 花苗、種子、球根、花草及び花木（町内の事業者から購入したものに限る。）
  - イ プランター等
  - ウ 土、肥料及び消毒液
  - エ 防草シート及びその類似物
- (2) 前1号に掲げる経費のほか、町長が必要と認めるもの

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は次の表のとおりとし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

交付対象者	補助率（補助限度額）
個人	4分の3以内（補助限度額10,000円）
企業・団体	〃（補助限度額30,000円）
自治会	10分の10以内（ 〃 〃 ）

(補助金の交付申請等)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、花とハーブの里づくり事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類・必要書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施予定箇所の位置図
  - (2) 私有地以外の公共性の高い場所で実施する場合には、事業の実施に対する所有者等の同意書
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
- (補助金の決定)

**第7条** 町長は、前条による補助金交付の申請があったときは、提出された交付申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定する。

- 2 町長は、補助金の交付を決定した場合は、池田町花とハーブの里づくり事業補助金決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。
- (交付の条件)

**第8条** 補助金の交付の条件は、規則第5条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業は、補助金の交付の決定を受けた後に着手しなければならない。
  - (2) 補助事業は、補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。
- (補助事業の変更等)

**第9条** 申請者は、交付申請書の内容を変更、中止しようとする場合は、花とハーブの里づくり事業補助金変更・中止申請書(様式第3号)に必要書類を添えて、町長に提出しその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(実績報告)

**第10条** 申請者は、補助事業を完了した場合は、速やかに花とハーブの里づくり事業実績報告書(様式第4号)(以下、「実績報告書」という。)に以下の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施箇所の写真
  - (2) 領収書等所要経費の支払内容が分かる書類の写し
- (補助金の額の確定)

**第11条** 町長は、提出された実績報告書の内容を審査し、適当と認める場合は、池田町花とハーブの里づくり事業補助金確定通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(補助金の請求)

**第12条** 補助金の額の確定を受けた申請者は、すみやかに花とハーブの里づくり事業補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(その他)

**第13条** 町長は、必要があると認める場合は、申請者に事業の実施状況及び花の管理状況の報告を求めることができる。

- 2 申請者は、前項の報告を求められた場合は、速やかに町長に報告するものとする。

(補則)

**第14条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月4日告示第15号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年3月1日告示第27号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。